

令和3年6月7日

保護者 様

佐渡市立畑野中学校
校長 雑賀 裕

教育用クラウドサービスの利用について

入梅の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より、当校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、当校では授業支援及び児童・生徒の学習支援のため、「Microsoft one drive for education」(※マイクロソフト社の運営する教育用クラウド。以下「教育用クラウド」という。)を利用することにいたしました。「教育用クラウド」は、本校の利用においては無償で提供されています。

つきましては当校で「教育用クラウド」を利用するために必要な情報として、下記の個人情報を「教育クラウド」に保管し利用することに同意をお願いします。なお、保管した情報は、当校の教育活動以外には使用せず、必要がなくなったときは速やかに「教育用クラウド」から削除します。また、下記以外の児童生徒の個人情報は、「教育用クラウド」には保管しません。

以下の「同意書」に、児童生徒名と保護者名等を自署していただき、7月8日(木)までに学級担任へご提出をお願いします。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

「教育用クラウド」に保管し、利用する個人情報

- (1) 児童生徒の氏名、クラス、出席番号
- (2) 児童生徒のメールアドレス(今回、本校で発行するもの)
- (3) 児童生徒の学習記録(課題、ワークシート、レポート、作品等)

- ・お一人ずつのお子さんごとに、「同意書」をそれぞれご提出ください。
- ・ご不明な点がありましたら、学級担任までご連絡ください。

.....切り取り線.....

教育用クラウドサービス利用同意書

「教育用クラウドサービスの利用について」で指定された個人情報を、「教育用クラウドサービス

Microsoft one drive for education」に保管し、利用することに同意します。

年 番 児童生徒氏名

保護者氏名

(資料)

佐渡市立畑野中学校教育用クラウドサービス利用規則

(目的)

第1条 本規則は、佐渡市立畑野中学校（以下、「本校」という。）の教育用クラウドサービス（以下、「本システム」という。）の円滑な運営と利用を目的として定める。

(定義)

第2条 本システムは、Microsoft One drive for education を利用した一連のサービスを指す。

2 本システムは、本校の業務、教育、研究、学習、又はこれに準ずる目的のために利用することができる。

(利用)

第3条 本システムの利用者は、本校の情報管理に関する諸規則を遵守し、本システムを利用するものとする。また、アカウント停止後も、本規則を遵守することとする。

2 本システムで利用できるアカウントは、本校で管理しているもののみとする。

(禁止事項)

第4条 利用者の行為が、次に定める禁止事項のいずれかに該当する場合、本校は利用者に事前に通知することなく、アカウント又はサービスの利用停止等の措置をとることができる。

- (1) 児童生徒や他の教職員のプライバシー権又はその他の権利を侵害する恐れのある行為
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは本校に不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為
 - (3) 誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはその恐れのある行為
 - (6) 選挙期間中であるかを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
 - (7) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
 - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用し又は提供する行為
 - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売その他の目的で、特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (10) ファイル共有ソフトの使用又は著しく大量のデータの通信
 - (11) ゲームや電子商取引等、公共の施設ではふさわしくない行為
 - (12) 前各号の掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反する恐れのある行為又は本校が不適切であると判断した行為
- 2 利用者は、本システムを提供する事業者（以下「事業者という。」）が定める利用規約、プライバシーポリシー等を許諾するものとする。

(サービスの中断・終了・変更)

第5条 本システムを良好な状態で運用するため、本校は、次に該当すると判断した場合、利用者に事前に通知することなく、本サービスを変更、又は一時的に中断できる。この場合に利用者に生じた損害について、本校は責任を負わないものとする。

- (1) 保守を定期的又は緊急に行う場合
- (2) サービスの運営に支障が生じると本校が判断した場合
- (3) 利用者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
- (4) 災害発生時等、緊急と認められる場合
- (5) その他、運用・技術上、本サービスの一時的中断を必要と判断した場合

2 本校は、本システムの全部又は一部のサービスを終了できる。但し、サービス終了日時について、利用者へ事前に通知を行うものとする。

(免責事項)

第6条 本システムは事業者によって無償で提供されるものであり、本システムが稼働するサーバ等は事業者によって管理・運営されるものである。このため、提供するサービスの中断・終了・変更や障害等により利用者に生じた損害については、本校は責任を負わないものとする。

2 本システムに関わり、事業者による提供サービスの中断・終了・変更について事前に通知された場合には、本校から利用者へ適切に通知を行うこととする。

(著作権)

第7条 本システムを利用して送受信される全ての情報（文章、データ、画像、音声、映像、ソフトウェア等）の著作権は、著作権者、その他正当な権利を有する者に帰属するものとする。

(規則の改廃)

第8条 本校が必要と判断した場合は、利用者に事前の通知をすることなく本規則の変更を行うことができる。

2 変更後の規則は改定された時点で効力を生じるものとし、全ての利用者に適用されるものとする。

第9条 本規則の改廃は、校長が行うものとする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。